

第19回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

日時：平成23年3月16日

15:00～17:00

場所：総務省7階 省議室

開会

【司会（鈴木）】 それでは定刻となりましたので、ただいまから第19回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会を開催いたします。

本日は年度末のお忙しい中にもかかわらず、また地震の大変な中でお集まりいただき、まことにありがとうございます。

では、調査委員会の開催に当たりまして、久元自治行政局長から一言ごあいさつ申し上げます。

【久元自治行政局長】 第19回住基ネットシステム調査委員会を開催させていただきましたところ、余震が続いておりますし、また交通事情、電力事情が悪い中、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。また新しく委員をお願いいたしました皆様には、快くお引き受けをいただきまして、ありがとうございます。

3月11日の14時46分に発生いたしました巨大地震への対応は、その後直ちに総務省も全力を挙げて行っております。当初、鈴木克昌総務副大臣が出席をしてごあいさつを申し上げるところでありましたけれども、そういう事情で出席できませんので、私、担当の自治行政局長の久元でございますけれども、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

今回の大災害はいろいろな面で、これまで遭遇又は経験しなかった事象が起きております。私どもが担当しております地方自治行政の分野で申しますと、幾つかの市町村で町長が行方不明になったり、職員の相当部分がやはり行方不明になったり、役場そのものが喪失している、なくなっているというようなことが起きております。本来、災害が起きたら、災害対応の中核、中心的な役割を果たさなければならない市町村行政そのものがなくなってしまうというような状況でございます。こういう中で、まず住民の安否又は被災者対応ということが求められるわけでありまして、そもそもこの住民の名簿、すなわち住民基本台帳そのものが失われてしまっていて、大変支障を来しているような状況でございます。

一方、住基ネットが稼働しておりますので、福島県のサーバはダウンしておりますけれども、ほかの県のサーバは動いております。県のサーバにはそういう機能が失われた市町村の本人確認情報も存在しておりますから、県が自らこれを使い、そういう市町村に提供

することによりまして、一定の対応をすることができるわけです。

阪神淡路大震災のときにも、神戸市役所又は淡路の幾つかの役場が大変な被害を受け、兵庫県庁も被害を受けましたけれども、今回のようなことはありませんでした。当時存在しなかった住基ネットが、こういう未曾有の大災害の中でも一定の役割を果たしつつあるということでございます。

おかげさまで平成14年に住基ネットが稼働いたしましてから、当調査委員会の先生方の御指導のおかげをもちまして1件の情報漏えいもなく、住基ネットは安全に運用されております。

そういうことで、今日は幾つかの議題があるわけですが、最初の議題では、これまでの住基ネットの、特に全国センターの運用状況につきまして御説明させていただくということが第1点でございます。

また第2点は、住基ネットをめぐる最近の動きということでございますが、具体的には社会保障、税に関する番号制度、そして国民ID制度に関する動きでございます。政府・与党社会保障改革検討本部が今年の1月に基本方針を出しておりますけれども、この基本方針の中では、個人に対して付番する番号は、住基ネットを活用した新たな番号とするということが1つ、もう一つは、個人に対する付番と情報連携基盤を担う機関の所管は、総務省とするということが決められております。そういうことで、住基ネットにつきましてもこういう新たな動きを見据えながら、新しい展開を図っていくことが求められているわけでありまして。

議題の3番目になりますけれども、そのような背景がありますことから、この調査委員会の下に、必要な専門的、具体的な検討を行う組織というものも併せて設けまして、より詳細な検討を行っていきたいと考えているわけでありまして。

以上のような事柄を中心に私どもから説明をさせていただきますので、どうかお聞き取りをいただき、忌憚のない御指摘、御意見をいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【司会（鈴木）】 それでは、本日御出席いただきました調査委員会の委員の皆様方を御紹介いたします。

前回までの委員の皆様方の任期が、基本的には平成21年度末で終了いたしておりますので、まことにお手数をおかけしましたが、今回の開催に当たり、改めて委員の皆様方に就任をお願いさせていただきました。

お名前の五十音順に御紹介させていただきます。お名前を呼ばれました委員の方におかれましては、一言ごあいさつをお願いできればと思います。

まず、リコージャパン株式会社代表取締役会長執行役員の遠藤紘一委員です。

【遠藤委員】 遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 ありがとうございます。

続きまして、NPO法人国際変動研究所理事長の小川和久委員です。

【小川委員】 小川でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 ありがとうございます。

次に、全日本自治団体労働組合副中央執行委員長の加藤孝二委員です。今回初めての御就任でございます。

【加藤委員】 加藤と申します。今日から初めて出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 ありがとうございます。

次に、東京工科大学教授の手塚悟委員です。今回初めての御就任でございます。

【手塚委員】 手塚でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 ありがとうございます。

次に、一橋大学名誉教授の堀部政男委員です。

【堀部委員】 堀部です。よろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 ありがとうございます。

次に、サイバー大学教授の前川徹委員です。

【前川委員】 前川です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 ありがとうございます。

次に、公認会計士の松尾明委員です。

【松尾委員】 松尾でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 ありがとうございます。

次に、東京電機大学教授の安田浩委員です。

【安田委員】 安田です。よろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 ありがとうございます。

なお、大山委員におかれましては、少し遅れているという状況でございまして、後ほど御参加されます。また本日は欠席されていますが、徳島県知事の飯泉嘉門委員、三鷹市長

の清原慶子委員がいらっしゃいます。

住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会は、以上の11名の委員の皆様方で構成されます。皆様方、よろしくお願いいたします。

なお、今回御就任いただきます委員の皆様は、任期でございますが、平成24年3月31日までの約1年間とさせていただきたいと考えております。御多忙のところまことに申しわけありませんが、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、総務省及び財団法人地方自治情報センターの出席者を紹介いたします。

まず、改めまして自治行政局長の久元でございます。

【久元自治行政局長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 大臣官房審議官の三輪でございます。

【三輪審議官】 三輪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 住民制度課長の山崎でございます。

【山崎課長】 よろしくよろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 外国人住民制度企画室長の阿部でございます。

【阿部室長】 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（鈴木）】 次に、財団法人地方自治情報センターの戸田理事でございます。

【戸田理事】 よろしくお願ひします。

【司会（鈴木）】 最後に、私は住民制度課の本人確認情報保護専門官の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは早速ではございますが、初めに当調査委員会の座長の互選をお願いしたいと存じます。お手元にお配りしております資料1の当調査委員会の運営要綱では、座長を置き、座長はメンバーの互選ということにさせていただいております。つきましては、どなたか座長を御推薦いただけないでしょうか。

【遠藤委員】 これまでのいきさつもございますので、安田先生をお願いしたらいかかと思いますが。

（「異議なし」の声あり）

【司会（鈴木）】 皆様異議なしということで、では、安田委員に座長をお願いしたいと思います。

これからの進行は座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【安田座長】 ただいま互選ということで、大変荷が重いのでありますけれども、座長

を引き受けさせていただきます。

皆様お忙しい中、本当にありがとうございます。特にそちら側にお座りの方々は今、いろいろお仕事が大変だと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。また総論もありますから、こちらの方々も皆さんそれぞれ控えておられますので、今日は簡潔に済ませたいと思っております。

では、審議に入りたいと思えます。

その前に座長代理を決めないといけないのですが、御不在のままで申しわけないのですが、大山先生にお願ひしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【安田座長】 ありがとうございます。では、後ほどごあいさつをいただこうと思えます。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

【司会(鈴木)】 では、資料の取扱いなどでございますが、資料につきましては従来どおり、原則すべて公開としてはどうかと存じております。ただし、情報を公開してしまうことで、住基ネットのセキュリティーに悪影響を及ぼしかねない資料などにつきましては、それぞれの会議で御相談の上、一部公開又は非公開ということも考えていくことではいかでしょうか。また、議事概要と資料につきましても、できるだけ速やかにホームページ上で公開し、議事録については精査の上公開するという対応が適当かと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【安田座長】 はい、ありがとうございます。

それでは議題に入ります。議題の1、住民基本台帳ネットワークシステム全国センターの運用状況についてということで、これは財団法人地方自治情報センターの戸田理事から御説明をお願いいたします。

【戸田理事】 戸田でございます。御説明させていただきます。

お手元の資料、5ページ物でございますけれども、「住民基本台帳ネットワークシステム全国センターの運用状況等について」という簡単な資料を用意させていただきました。

初めに、この巨大地震の影響で、東北地方の市町村、CS等がストップしているところがございます。中には情報が滅失したと思われる団体もございます。私ども住基全国センターとしては、住基ネットシステムの特に東北地方、被災があった団体での早期の復旧

に向けて、全力を尽くして支援していきたいと思っております。総務省の御指導もいただきながらやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

お手元の資料には、既に前任されていた委員の方もいらっしゃいますけれども、住基ネットを運営していく全体構成と、システムの基本的な構造、私どもが運用に当たってどういう体制で何をやっているかということ、こんなことを中心にお話しして、最後に現時点での震災の住基ネットへの影響についても御報告したいと考えております。

まず資料を1ページめくっていただきまして、住基ネット関連機関でございます。

私どもは恐縮ですが、指定情報処理機関と書かせていただいておりますけれども、47都道府県の委任を受けて、この上の段の47都道府県がつくっている住基ネット推進協議会で、住基ネットの事業計画、予算であるとか、又は重要な決定事項を御審議いただき、その結果に基づいて運用しているわけでございます。

この住基ネットの運用に当たりましては、私どもだけではなく、制度を所管する左側の総務省関係はじめ、実際には全国の市町村が運営に当たっているわけでありまして、この市町村を民間の事業者、右端の住基サポートベンダーでありますけれども、約200社強でございます、こういった方々が支援をして、運用しているわけでございます。幸い、平成14年8月以来、自治行政局長のごあいさつにも事故がなかったというお話がありましたけれども、これらの方々の御協力によって無事故で来ているということでございます。このメンバーの中には、この図の中の茶色い、真ん中にあります本人確認情報保護委員会で御指導いただいている方、またその下の技術評価委員会、これは基本的な技術先端等について御指導いただいておりますけれども、こういう方々にも入って御支援いただいているところでございます。

次のページをめくっていただきまして、住民基本台帳ネットワークシステムの構成でございますけれども、一つはネットワークの構成、もう一つはサーバの構成ということがあると思います。

まず左側に市町村がございますが、約1,800の市町村がつながっているわけでございます。真ん中の上段に47都道府県がございます、また右側は私ども指定情報処理機関と、この住基ネットの情報を利用しております国の行政機関等があるわけでございますが、ネットワークの構成については2層になっておりまして、1つは全国をつなぐバックボーン回線ともいべき全国ネットワーク、それから、それにつながって各47都道府県がそれぞれ運営しております都道府県ネットワークがございます。都道府県ネットワークについて

では、それぞれ都道府県の責任で運営していただいておりますけれども、県によっては自営のネットワークを持っていない団体がございまして、現在のところ18都道府県が自営網、29都道府県が委託網ということで、ネットワークの運営を私どもに委託しているところがございます。

それから、サーバの構成につきましては3階層になっておりまして、市町村の既存住基システムとつながっておりますコミュニケーションサーバ、CS、それから都道府県のサーバ、全国サーバということになります。データは、特に更新を考えますと市町村でデータが発生し、それがCSを通じて都道府県サーバ、全国サーバと順次送られてくる仕組みでございまして、データの更新については基本的に市町村側からしかできない仕組みをとっているわけでございます。

それから国の機関等に対しましては、もちろん媒体交換等もございましてけれども、基本的に回線で接続する場合は、私どもと国の行政機関の間では専用回線を引いてやっております。またセキュリティ上の観点から、この図の中でちょっと見にくいのですが、それぞれのサーバのネットワークに一番近い側に指定情報処理機関監視ファイアウォールとございますが、これは私どもが設計し、標準的なものとして各団体のサーバの前面に置くようにしているものでございまして、統一された仕様になっておりまして、ここまですら私どもが常時監視をしております。監視といいますのは、不正アクセスがあるとか、そのファイアウォールのログであるとか、こういうことを監視しているわけでございます。その奥にあります都道府県サーバ、市町村のCSは、それぞれの団体が責任を持って運営管理をしております。ただ私どもとしては、この住基ネットが円滑に運用されていることを確認するために、このファイアウォールについては常時監視しておりますし、サーバについても、生き死にという意味では常に監視しております。

次の3ページにまいりまして、私どもの組織構成、どんなことをやっているかについて、この図でご説明いたします。

私ども住基全国センターは、約80名弱でこの全国センターを運営しているわけでございます。基本的には、システム担当ということで、セキュリティ関係、住基アプリの開発、メンテナンス、企画と言いましてこの住基ネットのシステム監査等を担当している部署がございまして。また運用担当としましては、地方団体の支援ということでコールセンター業務であるとか、又は通信に使う秘密鍵を私どもで生成して配っておりますけれども、こういった鍵の管理であるとか、又はカードの発行受託、これは人口3万人以下の市町村から

受託しております、さらに、全国サーバ、物理的なサーバの運用管理、そこから国の行政機関等又は指定認証機関、公的個人認証関係の異動情報の提供等を行う仕事、それからネットワークの運用監視、こういったもので構成して、運用しているわけでございます。

統計的なものは省きますけれども、現在、本人確認情報の国の行政機関等への提供状況は、平成21年度の数値を4ページ、5ページに挙げておりますけれども、トータルとしては5ページの最後にありますように1億1,500万件強でございます。内訳は、住基法の別表に挙げております行政機関に対して、表にありますような件数を提供しておりますが、現在のところは、基本的に年金関係の業務がほとんどを占めているというのが実態でございます。

最後に地震の影響等でございますけれども、先ほどごあいさつにもありましたけれども、福島県のサーバだけは現在、庁舎の最上階のほうに置いてあるのですけれども、これがつぶれておまして損傷がひどく、余震等もありますので立ち入りができないということで、全く回復のめどがたっておりませんけれども、そのほかの46都道府県サーバについては正常に稼働しております。ただ市町村については、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城と、数にはばらつきがありますけれども、現在稼働していない状況でございます。早急の復旧を目指しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【安田座長】 ありがとうございます。

ただいまの戸田理事からの御説明に、何か御質問、御意見はございますか。

よろしいですか。

では時間の関係もありますので、議題の2に移らせていただきます。住民基本台帳ネットワークシステムをめぐる最近の動きについてということで、山崎課長から説明をお願いいたします。資料は3、4、5全部ですか。

【山崎課長】 それではできるだけ簡潔に、資料3、4、5を御説明したいと思います。

資料3でございますが、今の戸田理事と大分重複しますけれども、1点、この住基ネットワークを考えたとき、既存の住基システムは市町村にありまして、このコピーが全くないということと、それからスタンドアローンなのでつながっていないと。つながっていないと、二重登録とかがあり得るということがありました。その部分をどういうふうに解消するかということで、閉鎖系のネットワークで都道府県サーバと繋ぎ、都道府県サーバのコピーも指定情報処理機関にあると、こういうふうにしたわけで、当時も阪神大震災の

直後でございました。本人を特定する4情報だけでもバックアップがとれば、大分違うのではないかと考えておりましたので、今回はまさにそういうケースではないかと思っております。

2ページでございます。当時、個人情報保護、セキュリティの関係はかなり議論がありましたので、先生方御案内のように、保有情報の制限、利用の制限ということで、保有情報を使うシーンを厳格に法律と政令で決めているということです。ここにつきましては後ほど今回のケースを申し上げますけれども、都道府県が条例で決めれば使えるということ、法律で決めております。これを今回生かそうと思っているわけでございます。それから内部の不正利用の防止、先ほど処理装置Xの話がありましたが、ファイアウォールを常時監視しているという外部からの侵入防止、IDSシステム、こういうことを入れてございます。それから住基カードについても個人情報保護措置を高くして、最高裁の判例でいろいろなことにお認めいただきましたけれども、住基カードをいろいろなところで読みとって何も残らないというシステムにしてございます。その他の措置、チェックリストとかラスデスクを中心に、全国の市区町村について自己点検を常にさせております。それから公認会計士の先生方のお力をかりまして、外部監査をしております。こういったことによりまして、今まで8年間、9年間、大きな事故がなかったのではないかとと思っております。

3ページにつきましては住民基本台帳ネットワークシステムの2つの役割で、1つは先ほど戸田理事からありましたように、今、消えた年金問題とかいろいろありまして、当時よりも大分活用される場面が増えておりますが、国の行政機関に提供するパターンであります。②のところではパスポートの発給とございますが、これは都道府県がやっている事務でございまして、法律で住民票の写しを省略することにいたしております。そういった意味で、現在直面しております問題としては、福島県の住民について、パスポートの発給事務でサーバが使えないという状況でありますので、これをどうするかという議論がまずあります。

それから2つ目でございますが、それまで郵送でやっておりました転入、転出の情報の交換を、住基ネットの閉鎖性の専用回線で行うようになっておりまして、非常にセキュリティーが高くなっていると。ただこれも、これに9年間頼ってきておりますので、サーバがダウンしているところについてはどういうふうに入転、転出するかという議論を、昨日あたりから照会を受けながらやっているところでございます。

それから4ページでございますが、特に日本年金機構、旧社会保険庁の作業で、消えた年金が解明されなかった分があります。住基ネットで検索することによって、500万件の人を突きとめたという実績があるということでございます。そういった意味で、例えば国立とか矢祭にいらっしゃる場合は見つからないということになってございます。

それから5ページは外国人住民関係でございますが、来年の7月をめどに外国人の方、中長期在留者でございますが、そういう方々につきましては、外国人登録の事務が廃止されて、住民基本台帳の方に入ってこられるということで、現在さまざまな解釈をし、さまざまな政令、省令を創り、システムを立ち上げようとしているところでございます。こういう外国人の方々が入ってこられるということで、また新たな次元を迎えつつあるということでございます。

6ページを御覧いただきますと、今まで住基のシステムというのは、全体がスタンドアローンで、住基ネットでやると都道府県が全国サーバでつながって、全国というふうになったわけでございますが、法務省の入国管理局との関係が出てくるということでございます。入国されますと、氏名とか在留期間、在留資格が出ますが、こういったものの変更情報とかは法務大臣からLGWANを通じて通知が来まして、住民基本台帳の外国人の部分に反映させていくというシステムになります。こういったことを前提に、また後ほど申し上げますが、情報連携基盤とか番号制度というものが動いていくことになろうかと思っております。

7ページでございますが、今までさまざまな原告が住基ネットへの接続の差し止めとか、住基ネットは違憲であるというふうに争った、59件の判決を経てまいりました。現在、こういう判決は最高裁継続中の札幌高裁の1件を除き、すべて行政側の勝訴に終わっております。もちろん札幌高裁も行政側の勝訴でございます。そういった意味で、平成20年3月6日の最高裁判決が一応現在の確定判例として、住基ネットが違憲ではないと、その理由も示されているというふうを考えております。ポイントは、正当な行政目的の範囲内で行われている、4情報に限られている、法令等の根拠に基づいて情報が提供されている、データマッチングなどをしないと、そういうことをいろいろ言っておきまして、これが一応現在のスタンダードになっているのではないかと考えております。そういった意味でこれを前提に、番号制度とか情報連携基盤との接続関係を考えていかななくてはならないと考えております。

8ページでございますが、最近の動きで、国立市におきまして住民訴訟が起りました。

これは我々行政がいつも受けておりました接続するとかそういう話ではなくて、国立の市民の方から、国立市が住基ネットに接続していないことによって余分な支出をしていると、住民が不利益を受けているということで訴訟が起こったわけでございます。上に書いておりますが、例えばパスポートの申請のとき、ほかの東京都の市であれば単に東京都の窓口に行けばいいのだけれども、住民票の写しをいただいて行かなくてはいけないと。そのとき国立市の側では、住民の便宜を図らなくてはいけないということで、住民票の無料交付をやっております。そういったことは余分なことではないでしょうかとか、国立市への転入とか転出は住基ネットの回線が使えませんので、郵送でやっております。この郵送の費用が余分なのではないかとか、日本年金機構への情報提供が住基ネットでできませんので、年金受給者の方々に市役所に来ていただいて、そこで証明したものをまとめて市役所で送るということをやっておりますが、その部分の経費が余分ではないかとか。また住基ネットにいざ接続する場合も考えられるので、住民の異動データのバックアップをとるということでサポートの委託料を払っている、こういったものについての差し止めが、訴訟の内容になりました。

で、判決でございまして、最高裁の判例を踏襲いたしまして、別にこれは違憲でも違法でもない。そういう意味からすると、こういう支出のうちの一部は、やはり重大、明白な瑕疵があるということで、住民側の勝訴ということになったわけでございます。

それから、飛びまして10ページでございまして、先生方は御案内と思いますが、現在、国立市と矢祭町においては住基ネットに接続をしておりません。これにつきまして、住基ネットの最高裁判決が出た後に、総務大臣から東京都知事と福島県知事に指示をいたしまして是正の要求という、自治事務としては一番高いレベルの関与と申しますか、違法な状態を直せという要求をさせていただきました。これにつきまして、実は、もし是正の要求をして、それに異論があれば、自治紛争処理委員というものに申し立てをすればいいわけですが、申し立てもなさらなかったということで、現在では実は違法ということが確定している状況にあります。是正の要求を出した法的な効果があるのですけれども、その後の後続手続はありませんので、現実にはまだ接続されないままであるということでございます。これについては粘り強い説得を、我々としては続けていこうと思っております。

11ページに、どういう不利益が起こっているのかということを書いた部分がございます。例えば年金の現況届を別に自分で出さなくてははいけないとか、先ほど申しましたパスポートは住民票を取りにいかなくてははいけないとか、消えた年金が見つからない

とかそういうことが書いてございますが、こういうことをお示ししながら、粘り強く説得しているという状況でございます。

続きまして、資料4でございます。これは金曜日に発災しました、東北地方太平洋沖地震等に対しまして、13日日曜日に私どもが措置をとったことについての御説明でございます。大臣まで御了解を得た上で、住民制度課長名の通知を出させていただきました。

1つは、住民の安否状況の確認のために、本人確認情報が利用できないかということで、先ほど申しましたように市町村の住民基本台帳がなくなっておりますので、誰がどこにいて、どういう状況にいるかという名簿がないということでございます。そこで先ほど申しましたように、住民基本台帳法上、都道府県が条例を定めれば、条例で定めた目的で使えるというふうにしておりますので、条例において都道府県内の住民の安否状況の確認に使うと。それから例えば災害救助法等、都道府県内の被災者に対して緊急に行うべき事務を都道府県がするとすると、それを規則で定めるような事務について使えるというふうにしようということで、早速本日、岩手県がこの条例を施行しました。それから、専決処分になると思いますが宮城県も明日あたり施行するというので、宮城県と岩手県のサーバを動かすことによってこういう安否確認をするということが、現実のものになっております。

それから2に書いておりますのは、実は被災地から逃げてきても、新しい市町村に転入しないと、例えば4月から学校をどうするのかという議論があると。そういうときに転出証明がないわけでございます。そのときどういうふうに転入させるかという、これは阪神大震災のときとか新潟のときにもやったのですけれども、当面戸籍の確認とか、無理なときはそれも無理なのですけれども、とにかく本人確認をしながら転入させるという便宜的な取扱いを通知したということでございます。これにつきましても、住基ネットで検索ができる団体につきましては、転入してきた人の情報を検索すればわかりますので、転入ができるというふうに通知上も位置づけております。こういうことをやっております。

最後に、これからの展開といたしまして、社会保障・税にかかわる番号制度、国民ID制度につきまして、今どういう動きになっているかということでございます。ここには関係される先生方が多くございますので、釈迦に説法かと思いますが、一応復習の意味で御説明したいと思います。

1ページでございます。これは6月29日の中間取りまとめでございますが、この時点で、新しい社会保障とか税にかかわる番号制度の基礎になる番号として、3つ候補があります。1つは基礎年金番号、2つ目は住民票コード、3つ目に住基ネットを活用して新

たに付番した新しい番号、という選択肢が示されていたわけでございます。で、最小の費用で、確実かつ効率的な仕組みにしなくてはならないということを議論されてきたと。で、これを出された上で、有識者にヒアリングをされたり、パブリックコメントにかけたりということがなされたわけでございます。

そこで次の2ページで、社会保障・税にかかわる番号制度についての基本方針でございます。これは1月31日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定したということで、現在の政府の最高レベルの決定がされているということでございます。で、3つの仕組みを創っていくということで、1つは付番をどういうふうにするかという仕組みを創ろうと、2番目は情報連携、複数の機関が番号で情報を連携する仕組みを創っていくと、3つ目はこの情報を連携する仕組みにアクセスするとき、本当に本人なのかどうかという本人確認する仕組みが要るだろうということを書いてございます。

3ページでございますが、まず付番につきましては、番号に何をを使うかというのが決められておりまして、個人につきましては住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号と。番号の名称は国民の公募により決定するとされております。法人につきましては、商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を活用した番号にしよう。

で、誰に番号を付番し、どの機関が付番を担うのかということで、先ほど局長の説明にもございましたけれども、個人につきましては付番履歴を有する日本国民、中長期在留者、特別永住者等の外国人住民、これは来年7月以降の住民基本台帳が所管する外国人の方々を含むということでございます。これにつきまして、付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は、当分の間総務省とすると書いてございます。総務省本体かどうかは別にして、住基ネットを所管しております総務省が、付番についてもいろいろなことを担っていくであろうと考えております。

それから法人でございますが、これはまず法人税の納税義務を有する人格なき社団とかも含めて、いろいろな法人と。で、当分の間、付番を担う機関の所管は国税庁と。申し遅れました、「当分の間」としておりますのは、歳入庁ができた場合には、歳入庁ということを前提に、当分の間と書いてございます。

それから番号を利用できる分野として、年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野ということで、各分野で利用されている既存の番号は当分の間並存すると書いてございます。一見スモールスタートに見えますが、所得情報とかいろいろセンシティブな情報が入っておりますので、センシティブなところからスタ

ートするというふうには書かれているのではないかと。それから既存の番号が当分の間並存と書いてございますのは、お聞きしている限り、例えば基礎年金番号とか国民健康保険の番号とかいうものは属性データも入っている番号がございますので、そういうものも並存して管理しながら、共通番号をつけていこうということだと理解をしております。

情報連携基盤というシステムをつくるというふうになっておりまして、まずデータベースの管理をどこかが、いわゆるジョージ・オーウェルのビッグブラザーのように集中管理をするのではなくて、各省庁ごと、又は各地方自治体ごとにデータは分散管理されているということを前提にすると。分散管理されているので、その情報の連携、データマッチングをどういうふうにするかということを考えていく。で、この鍵番号というのは共通番号ですが、紐付けされた情報の最新化を図る仕組みを考える、利活用のための情報連携をするシステムを考える、そういったものも情報連携基盤としてシステムを創っていくと。これはワーキンググループで考えていくことになってございます。

それからもう1点、本人確認でございますが、それはインターネット上の本人確認も必要になります。そういった意味で、現在私どもの課が所管しておりますが、公的個人認証というシステムがございます。住基カードに実装されておりまして、これでもってインターネットに接続するときに本人を確認すると。e-Taxなどに使われておりますが、これを改良して使うことを検討しようということになってございます。そういった意味で、住基ネットもこの番号制度に活用するのだと変容しなくてははいけませんし、公的個人認証も改良が要るということで、これがこれからの課題になっていくと思います。

右の上のほうに、本人確認の部分で「マイ・ポータル」ということがございます。これは自己情報をコントロールするという観点から、自分の情報がどの機関でどういうふうに保有されているのか、どういうふうにアクセスされたのかというアクセスログを公開するようなシステムを創らなくてははいけないと。それに入っていくために、公的個人認証を使おうということでございます。こういうポータルから、例えばプッシュ型のサービス、何月何日にあなたはこういうサービスが受けられますとか、送った書類をクリックすれば申請したことになりますというようなことも、できるようにしようということでございます。

個人情報保護の方策でございますが、これは堀部先生を中心に、今、個人情報保護ワーキンググループで検討が進んでいるということでございます。

今後の進め方でございますが、そういった意味で個人情報保護ワーキンググループと情報連携基盤技術ワーキンググループという、2つのワーキンググループが今、活発に動い

ておられまして、堀部先生、手塚先生、大山先生にお世話になりながら進んでいるということでございます。

今後のスケジュールはかなり短兵急でございまして、今回の災害によって影響を受けるかどうかわかりませんが、1月の状況では、1月に基本方針を出したと、で、4月までに要綱というものを公表しようと、6月には法律の要綱に当たる大綱を公表しようと、秋以降、臨時国会を含めて番号法案を出していくというスケジュールが示されておりました、平成26年、2014年1月に第三者機関を設置し、6月には全国民に番号を通知すると。平成27年、2015年1月には税務分野等から、可能な範囲で利用を開始するというスケジュールが示されているところでございます。

4ページは飛ばさせていただきまして、5ページ以降、情報連携基盤というものを解説できるようなペーパーを入れてございます。非常にわかりにくい面がありますが、社会保障・税に関わる番号制度と、いわゆる今まで言ってきた国民ID制度というのが協調して動くことによって、今回のいろいろなシステムが動いていくということが想定されております。

この関係ですが、社会保障・税に関わる番号制度というのは、いわゆる見える番号という言い方をしております。要は、民間の方も見る番号だと。例えば納税者番号をお考えいただきますと非常にわかりやすいわけですが、給与をくれる事業者はその番号を教えておかなければいけない、利子が発生する銀行の口座を開くときには番号を教えておかなければいけない、その番号を払った給与とかとともに税務署に書類を届けておいて、それが名寄せされて総合的な所得がわかっていくというようなシステムでございまして、いろいろな方々が現実書いたり見たりする番号になるというのが、この見える番号でございます。イメージとしましては、税とか社会保障とかの分野で現在使われている利用番号のほかに、やはり共通の番号が付いていくと。納税者番号は現在ありませんので、それは新たに付くということでございます。

ほかの番号につきましては、例えばパスポートの番号とか運転免許証の番号とかありますけれど、そういったものはおそらく別の番号として存在し続けると。その番号の連携を支えるシステムとしまして、情報連携基盤というシステムがあると。情報連携基盤というのは電子的にいろいろなものをマッチングするシステムでございまして、この基になる見えない番号として、国民IDというものを付けていこうということになっているという状況でございます。

6 ページは I T 室が作ったイメージでございますが、国民 I D をやるときの情報連携の仕方として、情報連携基盤のイメージを示したペーパーでございます。情報連携基盤には、認証連携機能、アクセスした者が正当な利用者であることを認証する機能と、番号連携機能、共通番号をはじめさまざまな利用番号と国民 I D とを紐付けまして、情報のやりとりができるように番号を連携する機能と、情報連携機能、その番号にくっついておりますデータを連携する機能と、こういうものを持たなくてはいけないとしているわけでございます。

その下のほうに住基ネットがございます。住基ネットで 4 情報とか住民票コードを提供することによって、国民 I D を生成したり、番号を生成するというようなことをやっていくことになろうかと思えます。中央省庁の側は今、霞ヶ関 WAN でつながっておりますが、専用回線でつなげるだろうと。そうすると今の霞ヶ関 WAN で十分かどうかという議論は、またする必要があると思えます。それから地方自治体間、地方自治体と国の間は、今は L G W A N という回線でつながっておりますが、これで十分なのかどうかということをもた議論する必要があるだろうと。さまざまな機関が連携しますので、そのアクセスログはその情報連携基盤に残していく。で、これをマイポータルで覗けるようにする。こういう大がかりなシステムを、左の上でございますが、強力な第三者機関で監視をしていくというようなイメージが示されてございます。

7 ページは飛ばしまして、8 ページに、どんなふうに番号を連携させるかというイメージを書いてございます。これは住基ネットの住民票コードから、今は可逆暗号関数で、国民 I D というものを発生させる。これは相互に、双子のようにやりとりができる番号というふうに考えております。国民 I D コードというものはどこにも見せない、情報連携基盤の中だけにあるというふうにしておきます。それで、その国民 I D コードから、これも可逆の暗号関数で、それぞれの各省庁に渡すリンクコードというものを発生する。ここにリンクコード A とかリンクコード B と書いてありますが、このリンクコードと国民 I D の間でやりとりができると。

例えば行政分野の A を日本年金機構としますと、日本年金機構にはリンクコード A を渡しておきます、リンクコード A と D 省の持っている情報とデータマッチングしようとする、A 省はリンクコード A で情報連携基盤に問い合わせます。で、リンクコード A から国民 I D に遡れますので、国民 I D からリンクコード D を発生させます。で、リンクコード D で D 省から情報を聞き出します。その逆の経路を通過して、A 省に戻っていくということ

を考えているわけでございます。

利用番号との関係でございますが、例えば基礎年金番号を考えたとき、基礎年金番号とこのリンクコードAというのは、全く論理的な連関を持っていません。それをどういうふうに紐付けるかということでございますが、住基ネット側から行政分野A省に4情報を提供しようと思っております。それによりまして、利用番号1番の人は、私で言えば豊島区に住んでいて、名前が山崎で、昭和34年生まれで、男だという情報があることとなります。国民ID側も住基ネットからその4情報をもらっていますので、例えば日本年金機構は、1番の年金番号の人は山崎という人間で豊島区だというふうに問い合わせる、そうするとそれはアルファというリンクコードAの人ですよというふうに分かっていく。という形で紐付けることによって、このリンクコードと利用番号とは論理的な関係を持たないというふうに構成していこうというのが、現在のシステムイメージでございます。これをマイポータルで自分の情報を確認していくということで、そういった意味では公的個人認証と住基ネットがこのシステムの割と基盤的な役割を果たすことが想定されておりますので、その辺も含めましていろいろな御議論をいただければと思っております。

私からは以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは、資料3、4、5をただいま御説明いただき、いろいろ重要な資料がいろいろありますが、まず御質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

では、これらのことについて少し意見を交換していただければと思いますが、まず遠藤さんから一つ。

【遠藤委員】 質問というか意見というか、こういうことを考えていただければよろしいかなと思っていることが、とりあえず2つありまして。最後に説明された、資料5の6ページの図が大変わかりやすい図だと思うのですが。

1つは、非常に隅っこのほうにちょこっと書いてあります、右の下の民間機関での活用というのは、是非やっていただきたいと。これはもちろん明示されたロードマップはない上での表示がされておりますけれども、これを是非今後、社会保障と税の関係がきちっと進み始めましたら、この道筋も明快にしていきたいなど。これは産業界全体でそういうお願いをしているわけでございますので、是非これは外さないようお願いしたいと。どうも今やっという方は税の方に傾いていらっしゃるもので、是非よろしくお願ひしたいと。これはちょっと余計な、私の個人的な意見です。

2つ目は第三者機関のことなんですけれども、これは堀部先生の方がもちろん御専門なのですけれども、私たちがこの間経団連で、電子行政推進委員会の中の部会で出た話として、アクセスロード云々ということがよく出るのですが、国民一人一人はこのマイポータルがあろうがなかろうが、しょっちゅう自分で見に行くということは事実上できないと、そんなばかなことやっつけられないということなので、同意された以外の使われ方になりそうなアクセスがあった場合には、自動的に告知されてくる、何かそういうような仕組みを入れておいていただかないとまずいのではないかと。要するに見られるから、見なかったのはあんたが悪いんだよという言われ方をすると、それはデジタルディバイドの人も含めて大変問題があると思いますので、何かそういう仕掛けを入れておいていただくといいのではないかと。いずれにしろ、これは同意がない使い方はできないので、その辺ぜひご配慮いただければと思います。

【安田座長】 ありがとうございます。

【堀部委員】 今の遠藤委員の民間利用ですけれども、それはどの範囲でお考えなのでしょう。先ほど山崎課長が言われたように、給与を支払うときに事業者は必要ですね、そこにとどめるのか、それとも例えばこれは以前からそうなんですけれども、住民基本台帳ネットワークシステムのときも、例えば信用情報機関などは住民票コードで名寄せができますから、これがあると非常に便利なので是非使わせてくれというような意見が、私など民間の人たちともよく議論しているのであるんですけれども。これは民間で番号を広く使うという意味なのか、当面ここに限定するという意味なのか、その辺りいかがなんでしょう。これは今度、個人情報保護のシステムを創る上でも非常に重要な問題なんですけれども、経団連としてはどう考えておられるのか、いかがでしょうか。

【遠藤委員】 まだ幾つかの段階に分けなければいけないだろうという認識程度で、まず最初にここをやってくれとかという形にはなっておりませんが、少なくとも社会保障と税に関しては、給与所得をしている人たち、それ以外の方もそうですけれども、要するに収入のある人たちにとってみると、どれだけの収入があり、どれだけの支出があったか、控除されたものはどうだったか、こういうものの名寄せは絶対しなきゃいけないはずなので、そここのところをやるということはもう既に、いろいろな民間機関のシステムの中に、その見える番号は少なくとも組み込まれる形になるでしょうと。そうすると次は、その次の利用になるということでありまして。少なくとも社会保障と税のときに、民間から手でインプットはさせませんよねと、こういうことでもあります。

【堀部委員】 はい、わかりました。

【安田座長】 ありがとうございます。

逆に堀部委員のほうは、将来構想としてどうお考えなんでしょうか。

【堀部委員】 いや、そこは……、先ほど山崎課長の説明がありましたように、住民基本台帳ネットワークシステムの訴訟等の関係もありまして、どこまで広げられるのか。特に民間で使うとなりますと、現在の個人情報の保護に関する法律では、なかなか対応できないと思うんですね。そうすると、そのかなり大きな改正も必要になってきますし、全体としてどうしていくのかということになってくると思います。それをこの6月までに全部明らかにするというのは難しいので、将来の発展方向が何らかの形で示せるかどうか、そこもちょっとまだ。

明後日にまた第3回の会議がありますが、それは第三者機関をどうするかというところで、その第三者機関も、当面は社会保障・税にかかわる番号制度との関係で創っていきます。それを今の民間については、主務大臣制をとっていますので、その主務大臣制をやめて第三者機関が全部カバーする、ヨーロッパ方式はそうなんですね、そういうふうに変えていくのかどうか。今のところ、将来的にはそっちまで広げるというふうには議論はしているんですけど、まだそこまでどうなるかというのは、これからの議論です。

【安田座長】 決めることはなかなか難しいと思いますが、ロードマップを、この方向というのを示していただくのは大事なことだと思うので、是非よろしくお願いします。

【堀部委員】 わかりました。

【遠藤委員】 今、堀部委員がおっしゃったとおり、明確に具体的に言うことはまだ難しいと思うんですが、経団連の各参加企業、それ以外の方たちに対してもちょっとお願いをしまして、国民共通番号を利活用した場合、どんなメリットが出てくるケースがあるか、それを具体的に一生懸命集めていただく。それを幾つか整理をして、まずこういうところからという御提案に結びつけられるようにしようと。どのぐらい集まるかわかりませんが、一応何かそういう検討をされる方たちにお役に立つようにしていきたいというふうに考えておりますので、これもちょっと御参考に。

【堀部委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【安田座長】 すみません、座長代理が到着されましたので、準備ができたところであいさつと御意見を、どうぞよろしくお願いします。

【大山座長代理】 一言、ご挨拶申し上げます。この調査委員会の座長代理を引き受け

させていただきました、東工大の大山でございます。

長年ずっとやってきたことではありますが、今回のような社会的な要請もあり、世の中の議論も高まってきていると認識しております。住基ネットワーク及び公的個人認証サービスをはじめとして、非常にセキュアな、セキュリティレベルの高い、しっかりと信頼に足る仕掛けを創ってきたと思いますが、世の中的にはやり過ぎだよという批判も一方はありました。現状を考えるといろいろな課題はありますが、これからも皆様方と一緒にこのシステムの発展版をしっかりと創り上げ、確実な運用できるよ支援していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【安田座長】 ありがとうございます。

【松尾委員】 住基ネットをベースにしたお話になるんですけど、住基ネットの情報って何ですかというと、どちらかというと生きているか死んでいるかという情報で、年金ですごく役に立った、これはいい情報だと。今回の不幸な事故も、生きているか死んでいるか、これに大変役に立つということで、これを公開してはいけないとかそういう議論は出ないんですよね。ほかでも地方公共団体が、西宮市さんがおやりになっていますけれど、地震が起きたときに隣の寝たきりのおばさんが死にそうだって、早く助けに行かなきゃっていう情報を開示するということに対しては、個人情報という議論の話は何も出てこない。住基情報というのはそういう性格を持っているんですね。

それで、もう一つ今日お聞きしておもしろいと思うのは、1つの県がだめでもほかの県に情報が載っているから、使えるじゃないのということなんですね。ということは、都道府県みんなにサーバが本当に要るんですかという、逆の質問なんです。そうすると、それでもネットワークが十分でない部分があるよね、これはネットワークの問題があるんじゃないのと。日本としてネットワーク基盤が十分行き渡って、情報が自立するようになっていない、だからサーバを別に置かないといけないんだと。いや、戸籍は場所、場所でやらないといけないとかいうことはありますけれど、住民情報に関していうならば、バックアップ的な話も含めても全国で二、三カ所で十分じゃないという議論が出てきてもいいんじゃないのと。共有してチェックすることはいいことだよ、これに対して反対する人は誰もいないんじゃないのと。これをもう少し明確に出していただきたいというのが1つです。

それと、今、議論されています税と社会保障の話、これはちょっとセンシティブになるんですね。なぜなら、センシティブな情報を扱っているから。センシティブな情報、機微

な情報を扱っているというのは、個人情報じゃないんですね、プライバシー情報なんです。社会の富を再分配するための仕組みなんです。ウェルフェアという言葉で英語では言いますけれど、そのために、見せてもいいよという人と、見せられないよという人と出てくるというのは、これはプライバシー情報なんです。だけど、政策担当者から見れば、全体が見えるようにしないと公平じゃないよね。これは個人が個別にトレースできなければいいという形でできるんですけど、統計的な資料はできるんですけど、個人の利用者側から見れば、自分のものはすぐわかるよね、自分にとって欲しいものはくれるんだよね、これが個人なんです。でないと、誰も使わない。この部分をどうやっていくのかというのは、民間の話もそうですけれど、公的な部分も含めて、方針がある程度出ていないと、もう議論ばかり出て、法的な議論をし出すと、これは終息しないんですね、みんな違う方向で物事をしゃべり始めますから。ですからプライバシーの話に入ってくるとみんな嫌がるというのは、終息しないからですね。これについて、ちゃんとした考え方を示さないといけないんですね。個人の利用者は私の情報だけ、サービスが欲しいんだと言うだけですから、ほかのことは言わない。じゃあ、社会的富の再分配だという政策当事者、担当者から見ればどうなんだろう、とれているのかどうか。こういうのもありますね。

で、プライバシー情報ですよ。プライバシーに対してのセキュリティのかけ方については、我が国は極めてレベルが低いですから、住基ネットは随分一生懸命おやりになっているんですけど、私はプライバシー情報じゃないと言っていますけれど、個人情報だ、プライバシーだ、松尾はやめさせろ、不届きだと言われるんですけど、違うんですね、中身が。この辺の議論がどうも十分にされていないんじゃないのかなというのが、私の心配でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

問題が2つ提起されていますけれど、全国统一してサーバ1つで、そういうシステムはどうかという議論。これは事務局のほうからお答えできるかと思います。それから後半のプライバシーの話は、さっき堀部先生がおっしゃったように、全体像をどうするかということ議論しないとなかなかできないと思いますから、そういう意味で、それをこれからやっていこうという意味で、議題の3でも少し議論することになると思うんですけど。もうちょっと、どんなお答えがあるかもしれませんけれど。

まず問題1、全国で1つでどうだという議論については、事務局お願いします。

【山崎課長】 私、住基ネットをつくるときの課長補佐でして、そのときの感じで申し

ますと、まず国が全国で1つになると、国のシステムにするかどうかという議論があったわけですね。住民基本台帳という市町村の自治事務でやっているものの連携をとるとするのは、都道府県の連絡調整をする事務としてあるのではないかと。都道府県が市町村をつないでいると。で、都道府県同士が繋がって、全国の市町村を支えているというような基本的な発想でございましたので、実はまず都道府県サーバがあることが前提で、都道府県サーバのいろいろなものをサポートするために指定情報処理機関ができるというふうな枠組みで物事を考えました。

しかし、現在の状況でございますけれども、先生のおっしゃることはよくわかりまして、例えばクラウドコンピューティングというような議論になってきますと、都道府県サーバをある程度クラウド化した方が効率的ではないかと。今、回線の費用もかなり安くなっていると。そうすると、本当に47都道府県全部にサーバが要るのか、それをクラウド化してある程度集約してもいいのではないかと、という議論もあり得ます。

ただ、おっしゃったところと本当に重なると思うのですが、やはり全国で1つではやはり困るだろうと、今回のような例えば大きな災害がどこかを襲ったとき、そこにあるサーバが破壊されると、全体が動かないというのはまずいだろうと思っておりますので、そういうバックアップの問題と効率化の問題と、両方考えながらやっていく必要があるのではないかなと思っております。そういった意味で、住基ネットが地方公共団体共同のシステムであるという担保は、都道府県の事務になっているというそこを押さえながら、どんなに集約化、効率化をするかということは、今後十分にあり得るのではないかとと思っております。

【安田座長】 では、ほかに。

【前川委員】 私は情報化推進国民会議の専門委員会の主査をやっておりまして、情報化推進国民会議はこの数年間、住基ネットの有効利用に関する提言や、住基ネットのベネフィット試算をやってまいりまして、この2年は国民ID、情報化推進国民会議では「JAPAN-ID」と言っていますけれど、その創設について提言を行ってきました。そういう立場からしますと、ようやく番号制度の構築が始まったということで、大変喜んでおります。

その番号国民IDで何ができるのかという資料が、この資料5の4ページにありますけれども、もちろん全分野、例えば所得の把握ができるということも重要なのですが、できれば資産の把握に広げていただきたいなと思っております。また、その下に申請・申告の負担が軽減できるという話がありますが、理想的には、申請しなくても行政機関が持って

いるデータを繋ぎ合わせれば、給付の申請、例えば、児童の扶養手当、母子家庭の自立支援給付などについては行政側で、ある程度把握できるはずです。したがって、可能な限り、申請・申告が不要になる方向に進めていただければよいのではないかと考えています。もし、申告を不要にするということが難しいのであれば、給付の対象になる人に行政側から通知を出すぐらいのことは、市町村でできるのではないかと考えております。

現在の日本の制度というのは、申請・申告をしないと給付も出ないという、何か大変不思議な、不思議ではないのかもしれませんが、申告主義になっていて、そこにやはり納税の方とは別の「給付面での不平等」が生じていると考えております。この給付面での不平等の是正についても積極的に進めていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

【安田座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

【小川委員】 小川でございます。私がなぜここにいるんだろうかと思っていらっしゃる方もおいでかと思しますので、どういういきさつでここに関わったかということに戻って、これからやっていただくことについて、少しお願いをしたいと思えます。

私はセキュリティの専門家の端くれでありまして、この委員会ができて上がるときからの人間なんです。その委員会がスタートするときその辺に座っていらっしゃった方は、さっき会ってきましたが、消防庁長官の久保さん、山崎さんがいらっしゃって、井上源三さんが市町村課長で、という感じだったんですね。

セキュリティについては今のところ大変高いレベルで、先生方がやってこられたので、いい線で来ているんですが、やはり日本の危機管理はすべてと言っていいほど形式に流れる傾向がある、形を整えて事足れりとしてしまう。で、何か起きると「想定外だった」という話になるのですね。今回の東日本大震災ではまさにそれが出てしまった。

今までの4情報ですと、悪い人の立場で見ても、あんまりおいしい情報ってないんですね。努力しても実入りは少ないかもしれない。ただ、これからはおいしそうな情報が入ってくるわけですから、これは戸田さんのところに、5人ぐらいそういう悪い人の立場でチェックするような人を抱えてもらって検証するぐらいのことを、やっていただきたい。その検証の結果が、第三者機関の監視、監督とうまく合わさっていくといいだろうと。とにかくこれはコンピューターネットワークのセキュリティだけじゃなくて、ネットワークに入るにしても、物理的な側面から入る場合もあるし、ソーシャルエンジニアリングを駆使

する場合もある。そういったことも含めて、悪知恵の働く人がこのシステムをどういうところから見て、何をとろうとするかということまで考えて、セキュリティをやっていただきたい。これが私のお願いでございます。

それから、さっきプライバシーの問題がありましたけれど、最初は、この委員会をスタートさせるのと同時に、プライバシー関係の研究会をスタートさせたのです。それが、いつの間になくなっちゃった。終わりという宣言もないまま。横に河野太郎さんたちが座っていたわけですよ。私は座長をやっていたけれども、成果物も明確でないままになくなった。

こちらの委員会の最初のころ、戸田さんのところには報告書を差上げたのですが、アメリカの場合ですと、民主主義とテクノロジーに関する研究機関みたいなものがある。研究機関が必要かどうかということは別にして、そういう意識でプライバシー保護の問題とこの国民ID制度の問題について、検討が行われてもいいんじゃないか。その辺をやっていたら、先ほどのプライバシーに関するお話に対する答えが出てくるかもしれない。そんな感じがしております。

以上です。ありがとうございました。

【安田座長】 ありがとうございました。

その点は私も同感でございます、最初スタートしたとき、住基ネット番号というのはある意味市町村独自のものだった。だから全国区には使えないし、民間サービスに使うなみたいなのが法令に規定していますから、そういう意味ではセキュリティも頑張るけど、あんまり責められないだろうなという感じでは。今までずっと、スタート以来、セキュリティについては随分文句を言いましたけれど、大変よくやっていただいて、かなり安全になったと思っています。ただ全国区になったら、そして税と社会保障という非常に機微な問題になってきたら相当狙われますから、ますますセキュリティをちゃんと考えなきゃいけないということは事実なので、その辺はもっともっと考えなきゃいけないだろうな。まあ、大山先生がいろいろやっていただいていますから、いいと思いますが。ますますやっていただかなきゃいけないと。

ほかにいかがですか。

【手塚委員】 今回新たに委員として入っておりますが、まさに国民IDの議論をしているところに私も関わりを持ちながら、今いるところでございます。

今日のお話を聞いてやはり一番重要なのは、まずトラストアンカー、これをどう考える

かというところ、やはり日本としてどこに根っこを置くだというところが、まず重要なポイントだと思っています。これをきちとした上で、その上にどういうシステムをつくっていくか、こういう考え方でやはり物を考えていくべきだろうと。その中ではやはり住基ネットというのが、まさにトラストアンカーというところになるなと思っています。

じゃあ、その上に創るものはどういうふうに創っていくかというところで、私も技術サイドの情報セキュリティシステムを見ておりますが、その中で集中と分散をどういうトレードオフで我が国として持っていくか、そこをやはり英知を集めてやると。

だからどっちがいいという議論ではなくて、この日本としてはどうするのがいいのか、どの辺に持っていくのがいいのかというところが、これは単に技術論だけではなくて運用管理、つまり日本としてこういう都道府県、市町村という管理形態がある中で、それといかに親和性を持たせながら行くか。そういう視点がすごく重要になるのかなと思っています。今回はまさにこの国民IDなどの議論の中で、住基ネットを含めて新たに日本の中の全体的なシステムを考えるという、いい機会にすればいいんじゃないかと思っています。

以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは加藤さん、デビューでどうぞ。

【加藤委員】 私も初めてなものですから、感想を申し上げたいと思います。

一つは、局長やあるいは課長からの説明、ごあいさつの中にありました今回の災害におけるこの住基ネットの活用が、極めて皮肉にもタイムリーに、役場がなくなった状況で活用できるということについては、私も本当によかったねという感想を持ちました。是非そこは迅速に、今、年度末でございますから、そこはやはりしっかりと対応いただけるように、御指導も御助言もいただければとまず思います。

それと、私ども労働団体、とりわけ自治労の立場からしますと、このシステムあるいは住基等々含めて、かつてはやや批判的な状況だったのかもしれませんが、今は是非推進の立場という状況の中において、やるならばやはりしっかりしたものをやっていただく、大山座長代理が言われたように、安全・安心あるいは信頼、これがポイントではないかと思っています。それと、これまで先生方も言われました、セキュリティの問題あるいはプライバシーの問題、これも極めて大きなウエートを占めるんだろうと思います。よって、その一つの課題について、専門家を含めて十分な対応をとっていただくと。これは私どもか

ら要望を申し上げたいと思います。

それともう一つは、この委員会は今日スタートされたわけですが、18回目と19回目に大分期間があるんですね、大体予想はつくんですけども。そうなりますと、資料で示されました資料5の3ページにある今後のスケジュール、この状況が果たして今の現政権下における部分からいって、率直に言えばこの通りに行くかどうかと、こんな心配もあります。しかし、潜んでいる、横たわっているのはやはりこのシステムはしっかりやっていただくということからしますと、政権にとらわれない立場でこのスケジュールに基づいてやっていただくべきなのかと、これは私の個人的な状況として思っております。

その際、先ほど申し上げました幾つかのキーポイントとなりますか、そういったところについてはしっかりやっていただくと同時に、もう一つ、松尾委員から御指摘がありました、あるいは遠藤委員からもありました民間活力といいますか、民間の分野というのはどのレベルまでどうだということころは、全体の共通認識に合意というものが重要ではないのかなと。こんな感じがしております。

以上です。

【安田座長】 どうもありがとうございます。

かなり機微情報に触れておりますので、ちょっと後回しということで。

【大山座長代理】 すみません、2つほど質問をさせていただきます。まず資料5の8ページの絵に関して、皆さん方の御意見を伺えればと思います。内容は手塚さんと話したことがあるのですが、番号連携のところ、住民票コードを使って国民IDコード、ここに書いてある連携番号になって、それをリンクコードで繋ぐとなっています。これらのコードは双方向の可逆の暗号と変換するという説明がありました。私自身、医療分野の情報化に長年関与してきましたが、医療分野では暗号化をしても、医療情報は医療情報であると言われてきました。このリンクコードは、暗号化してもやはり住民票コードであると言われることはないのでしょうか。これが1点目です。ここにテーブル変換を一つ入れれば、完全に住民票コードでは無いと言えると思うのですが、その辺のところは気になるということをお願いします。

もう1点は、先ほどのプライバシーの話にも関係しますが、民間との関係についてです。多くの方が指摘していることですが、例えば課税に必要となる税情報の提供は、法令等に明記して国から地方へ渡しています。このように、その他の個人情報についても、バックオフィスで連携すれば簡単に済むものについても、情報を連携してもよいとする法令等の

根拠がないから渡せないという説明をこれまで受けてきました。

何を申し上げたいかという、根拠となるものを法律で書くという前提に立つのであれば、逆に言うと、現状で見て法定調書にあるような個人情報については、具体的には確定申告のために必要なものというのは何というように、例えば医療費の領収書などですが、これらの情報には民間から来るものも当然入ってきます。さらに法定調書にある情報で、さらに時期が決まっている定型の処理、すなわち確定申告だと年1回ですが、このように法令等で情報の種別と時期、そしてどこからトリガーがかかるかも明確に規定されている手続きと、各種の申請のように時期が不定で、なおかつ本人がトリガーを引かないと動かない手続きがあります。後者の場合には、本人要求しているのはもちろんのこと、どのような手続きだから情報保有機関は情報を提供するというようなことが判断できなければなりません。これらのことを明確にする仕掛けが不可欠ですが、この2つだけでも情報連携の仕方は大きく異なってきます。

さらに、法律には明記されていない情報連携も本人の希望によっては可能にする、もう一歩先に行くのかという議論もあります。

手塚さんはじめ、他の先生方と一緒に情報連携基盤WGにも参加しているので、ちょっと住基ネットを超えていますが、住基ネットからの流れから見ると、住民票コード、ネットワーク、住基カードと信頼できるものを創ってきました。さらに、JPKIもできています。この状況を考えると、今言った範囲、すなわち法定手続きでも定型と不定型のものがあり、それぞれに対する要件に違いがあるので、これらを具体的にどのようにして扱っていくのかを整理するのが、今、非常に重要なことでは無いかと思います。

具体的には、アクセスログをどこまで残すのかが検討課題の例になります。先程の全てを残すのか、一部しか残さないのかということも含めて、たしか遠藤委員と松尾委員がお話しなさったところに関係するかと思います。現時点では、どうすればよいのかが未だ明確になっていないので、皆さん方から御意見があれば、教えていただけるとありがたいと思います。

【安田座長】 ありがとうございます。

【松尾委員】 先ほどのお話はすごく示唆に富んだお話だと思うんですけど、わかりやすい方はやはり住基ネットで、人間の生きているか死んでいるかというお話で、今までの住基の扱い方、昔の制度と法律で動いているわけですけど、それが予想しないような事態が発生したとき、そうではない使い方でも便利ないいこともあるじゃないと。そういう

法律、制度にして、システムにすればいいじゃないという、こういう部分がなかなか出てこないんですけど、幸い今回のような不幸な事態が発生することによって、そのひらめきがすごく出てくる、これがヒントだと思うんですよね。

税と社会保障の話も、やはりすべて一遍にとってもきつとできないだろうと。だけど税についてはもう、みんなサラリーマンの人は確定申告をして、みんな情報が市町村に行き、要は国に行っているじゃないかと。それが行っているのだから、国のほうで処理をして納税者に知らせてくれればいいじゃないか、誰も文句言わないでしょ。だって行っているんだからと。そういうようなやり方をすれば、誰も文句は言わないで進むんじゃないですか、というのが、今のお話のさらに次の段階です。

税は、わりと難しく見えるんですけど、透明度を上げていけばやりやすいですよ。でも透明度を上げたくないという制度、文化、慣習がありますから、この人たちを説得するのが難しい。これが一番難しいんです。それからが難しいんじゃないです、これが難しいんですね。これはOECD諸国でそういうふうにやりましょと、一生懸命やりましょ、それをやらないといけないんだよと言っているぐらいに難しいです。税はそれ。

じゃあ、社会保障はどうですかというと、社会保障って何が入ってくるんですかねというところで、1つは年金でしょうと。じゃあ、年金を見たときに国民皆年金とか、必ず1つは入っているでしょうと言うんですが、私なんか2つ入っているよねと。何でこんな不透明な形があるんだろうと。こういう制度、慣行をどうするのという部分にメスが入らないと、サラリーマンの奥さんの第3号被保険者とか何とかこういう議論がありますよね、あれもそのベースの話がされていない。いや、こういうふうにやっていますよと、だからといって、みんなが参加したい、参加するための制度になっているんですかと。この抜本的な問題がやはり問われているんじゃないのかなと思うんですね。

要は便利がいいんだよ、フェアだよ、公正だよという形にそれぞれが創れる引き金はあるんだけど、誰がやっていくんでしょう。ここが難しいんじゃないかなと。制度そのものを維持するお金がなくなりますというのもトリガーになると思うんですけど、それをどこかでやらないと、最終的にはITの技術論に終わってしまって、セキュリティを細かくチェックしましょと、実際に動いているかどうかわからないチェックマシンに終わってしまうというふうになるおそれがあるかなと思います。でも、それはここで議論することなのかどうかわかりませんが、OECDの電子政府のレポートではそれが一番大事ですと2009年に出ていますので、そこを真剣に取り組まないと、電子政府は進みませ

ん。

【安田座長】 ありがとうございます。大事な話だと。

基本的に、最初に住基の番号を創ったときは、要するにいいのかないかということが知りたいと言っていたと思うんですね。それが、ちょっと要求条件があって、誰が何をしたということを知りたいという方向に動きつつある、ということは間違いない。国の制度として、あるいは国としてそういうことは当然欲しいんですけど、国が欲しいという言い方は、世の中には通用しないと私は思っています。要するに、それを国がやってくれたら何かいいことがあるのかということ、もうちょっとはっきり言わないと。一番最初、総務省の副大臣とお話ししたとき、「これで何がメリットあるんですか」ということを申し上げたら、そのときに国民年金の話が出てきて、死んだ人にいっぱい払っているから、それだけでも年間20億、30億節約になるんだよって言うから、それは国としては正しいでしょうけれど、それを言ってもみんなは喜ばないよと。逆に、払っていない人が早く見つかって、払っていただいて後で楽をするというようなことに、ちゃんとそうしてあげますとか、そういう言い方をしてくれないと、どうしたってうまくいかない。

誰が何をしているかがわかると何がいいのかということは、やはり国としてはもっともっと、国民皆さんが幸せになるためにそういうことが必要なんだという言い方、あるいは制度ですね。そういうふうにやっていただかないと、やっぱりうまくいかないと思うんですよ。そこは是非、これからお考えになるときは、こういうふうにあなた方が良くなりますという言い方を常にしていただきたいと、我々もそうしたいと思っています。

もう一つ、大きな問題というか小さいというか難しいんですけど、多分全員がこれになつていかないと、結局は役に立たない部分が出てくるんですね。でもコンピュータ、キーボードを触らない人って結構いると思いますよ、私。そうすると紙に書いて渡すという議論しか残らない人もいるわけです。要するにコンピュータディバイドですね、何かパスワードを入れるの嫌だとか、そういう人たちが絶対最後まで残るわけですけど、それをどうするのか。そのディバイドをどうするのかということも視野に入れていただかないと、結局いつまでたっても誰か残っている。意図的に残る人も出てきますからね、そうすると。それは不公平の始まりなので、そこはどうしますかということも是非考えていただきたいなという気がします。

ほかにどなたか御意見はありますか。もしあれでしたら、次の議題も関わりますので、次の議題に進みますか。

【遠藤委員】 ちょっといいですか。先ほどの資料5の3ページのところに、今日は住民基本台帳ネットワークシステムの話ですから、個人の話ばかりなんですけれど、この番号というのは社会保障・税で始まりますけれど、結局私どもの理解では、国家社会の固定費、運営をするための固定費をいかに軽くするか、不公平をなくすか、こういうことだと思うんですね。そういう意味でいうと、個人だけではなくて法人も当然その対象になると。今日は住民基本台帳のことですけれど、いずれにしろ企業と個人は密接になっていますので、企業の番号ですね、企業コード、これを早く一元化していただくと、個人のほうもシステム上は楽になってきますし、プライバシーの問題がありませんから、社会の基盤としての運営費を安くするために必要な、活用の方法はすごくあるわけですね。ですからその辺、是非、対象とされている範囲なのかどうかわかりませんが、いずれにしろリンクしているのでぜひ。

これは日程の中にも入っていないんですね、入っていないというのは別のところに書いてあるということなのかもしれないですけど、私寡聞にして見たことがないので、だれも考えていないんじゃないかと。明示してくれていないと。是非やってほしいんです。

【安田座長】 それはまさにおっしゃるとおりで、日本はすばらしいんです。そういう意味では企業と言わないで法人と言うんです、人なんです。だから住民票を持っていないはずなので、当然入ると。

【山崎課長】 先ほどちょっと説明をはしょったかもしれませんが、実は番号制度を始めるときに、先ほどの納税とかに使うとすれば、法人番号も必ず必要になるということで、法務省と国税庁が連携しながら今、考えているところなんです。かなり難しい部分があるのは、個人のほうは住民票コードと住基ネットがあるのでそれを基盤にして、先ほど遠藤先生がおっしゃったように、考えることが割とスムーズに行くんですね。難しいのは難しいんですけども、今あるシステムをどういうふうに改良して、これを基盤にしてどう使っていこうかというので、割とこの十何年間考えてきたこととか、そういうことが使えるわけです。

ところが法人番号については、今までは国税庁がいろいろな番号を持っていますが、これを公開してどんなふうに使っていくとか、新たな局面がどうもあるようで、今彼ら国税庁のほうを考えていまして、情報連携基盤技術ワーキンググループの文書のその部分も、国税庁が今つくるような感じになっているようでございます。そこは、聞いている限りではまだもう少し、何を使おうとか、どんなふうにするかみたいな、私どもが今考えて

いるようなところまではまだ来ていないという感じです。おそらく納税者番号制度としてスタートするときには、法人番号も同時に必要になるだろうと思いますし、先生ご指摘がありましたようにプライバシーの問題がなくて、もう少しあっけらかんとした感じができるでしょうから、考えてしまえば早いのかもかもしれません。そこは私どもとして、また地方税を税務局がやっていますので、またよく連携しながらやっていきたいと思っております。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは時間もあれなので、議題の3に移らせていただきたいと思います。議題の3は住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会の開催についてということで、事務局のほうからまず御説明をお願いします。

【山崎課長】 先ほど来、いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございます。今日お話が出ておりますように、政府全体としては内閣官房を中心に考えていくわけですが、そうすると、いざ、それが始まる時、住基ネットをどういうふうにシステムとしていじるのかとか、住民基本台帳制度をどう変えるのかということが必要になってまいります。その部分について、スケジュールの点はよくわからない面もありますが、勉強をして、具体的にどういうふうに直していくのかというところを考えていかななくてはならないということで、この委員会の下部機関といいますか、実務的なものを検討するような委員会をつくらせていただいたらどうかと思っているわけでございます。

そういったことで、資料6の趣旨でございます。社会保障・税に関わる番号制度、国民ID制度に関する議論を踏まえた住基ネットの活用のあり方、ここがまず第1でございます。2番目に、実は印鑑登録証明とか図書館利用とか、各種行政サービスとか、住基ネットが基盤になりながら情報連携基盤というものがもう一つ創られるとすると、住基ネットと情報連携基盤を活用するという次の、先ほど先生方がおっしゃいました、こうやったら便利になるよ、こうやったら市町村のサービスが良くなるよというようなこともあり得るわけございまして、その2本を研究するような調査会を創らせていただきたいということでございます。

名称は、ここの調査委員会の下でございますので、「住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会」、構成は、座長を置きまして、座長につきましては、この調査委員会の座長であります安田先生に御指名をいただきたいと思っております。それから4の議事でございますが、学識経験者等に出席を求めることもあると。それからその他のところで、住民制度課において庶務を処理するというところでございます。

私どもとしましては、専門調査会での議論をこの調査委員会に反映させるといいますか、こんな議論が進んだとか、こういうことを考えているとか御報告申し上げて、いろいろなことを進めていきたいと思っております。

それから別紙に委員の方々につきまして、内諾を得ている方々を挙げさせていただいております。情報保護の関係の法制の関係で、石井夏生利先生、市川市で長く実務に携わっております井堀研究員、おそらく今回のいろいろな住基ネットに関しましてどういうふうに事務を構成するかという議論がございますので、行政法の御専門の太田先生、大山先生、小尾先生、地方団体の実務担当者として長い経験を持っていらっしゃいます、北海道の近藤さん、神奈川県藤沢市の須藤さん、住基ネットを運用していらっしゃいます地方自治情報センターの戸田理事、憲法が御専門でございます林准教授、新宿区で非常に長く戸籍住民制度をやっているいらっしゃいます舟橋さん、大分県で情報分野をずっと長くやられている山戸さん、という方々に、法制の面、システムの面、実務の面とかなり突っ込んだ議論をしていただきたいと思っております、こういう専門調査会を開催したいということを御提案申し上げたいと思っております。

以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは、この専門委員会の開催について御意見はいかがですか。よろしいですか。

1つだけお願いは、4の議事の2のところに「座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に専門調査会への出席を求め、その意見を聞くことができる」ということが書いてあるだけで、メンバーの指定が、多分メンバーだと思うんですけど。ただ私の意識としては、この親委員会のメンバーには案内を出していただいて、もしお時間があつたら出てもいいと、オブザーバーとして意見を言ってもいいよということにさせていただけるとありがたいんですけど、いかがでしょうか。いいですか。

【大山座長代理】 私には、全く問題ありません。

【安田座長】 多分、論客がたくさんおられますから、そんなのじゃ困ると言いたいとおっしゃる方がいらっしゃると思うし、一応行けるということで明快に書いてあつたら、いらっしゃると思うんですけど。ぜひお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

で、開催はよろしいですね。はい。

それではそういった格好で開催をお認めいただいたということで。

この要綱によりますと、第3の構成の1、「専門調査会に座長を置き、住民基本台帳ネッ

トワークシステム調査委員会の座長が専門調査会の座長を指名する」というふうになっております。過去のいろいろな経緯から、これは大山先生以外できないだろうということなので、大山先生にこの専門調査会の座長をお願いしたいと思います。ということで、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【安田座長】 では、ごあいさつを。

【大山座長代理】 どのように挨拶するのが相応しいのか分かりませんが、非常に重い仕事であると、正直なところ、感じています。

先ほど来申し上げましたように、日本の電子政府をはじめとするさまざまな行政サービスが、一步前進する、大きく変わっていくチャンスであると感じています。もちろん、その価値を十分に示していかなければ社会に受け入れてもらえないと考えます。まさしく今、大きな岐路に立っているのではないかと思います。やるべきことは非常に重要であると思いますので、しっかりと対応させていただきたいと思います。

一方で、過去7年ほど年金関係の仕事もしてきました。年金関連の情報システムの刷新や記録問題等を見ているものとしては、今回の仕事はまさしく2つ目の現場を見ることになるかなと思います。戸田さん、よろしくお願いします。

ということで、是非こちらも頑張りますので、皆さん方、オブザーバーでご参加いただければと思います。安田先生もお出でいただけるということですよ。

【安田座長】 いやいや、一応。

【大山座長代理】 時間があったらおいでいただけると期待します。

【安田座長】 そうです。御案内はいただけると。

【大山座長代理】 安田先生の御意見もしっかり伺いながら、進めさせていただきたいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

【安田座長】 ありがとうございます。

住基ネットは大変役に立つシステム、大変有効だということで一生懸命推進したんですよ。それで本当はその後ろにセキュリティだ、安全だということがついてきているはずなんですけれど、私、勉強になりましたけれど、あのときおまえが委員長だったと責められたときには、「想定外でございました」と言えばいいんだというのがわかったんですけど、(笑)基本的にはそういうことは言いたくないと。したがって、特に拡大していくとき、セキュリティその他を含めて、想定外ということはある得ないということをして是非肝に銘じ

て、大山先生に、座長さんをお願いしたいと思っておりますので、そこは是非お願いしたいと。

【大山座長代理】 一蓮托生です。

【安田座長】 それはやむを得ませんね。

何かほかに御意見ございますか。

【遠藤委員】 ちょっと質問があります。別の総務省のワーキンググループだったかな、電子政府ワーキンググループか何かのときに、番号の話をいろいろやったわけです。そこで非常に一部の方、一部の方と言っていいのかわかりませんが、オープンIDのことをずっと主張されておられる方がいて。この趣旨のところを見ますと、社会保障と税に関わるというのにつながって、印鑑登録証明、そこまでは住基カードかなと思うんですけど、図書館利用、公共施設利用予約サービスとこう来ると、オープンIDでいいじゃないかと。必ず出てくるんですね。この専門調査会は、一体どこまでどういう形で話をされるのかわかりませんが、そのオープンIDの存在に対して、何か言及をされる、スコープの中に入れる、入れない。

【山崎課長】 今お話がありましたが、まずは6月までに1回、専門調査会としての御報告ができるように大山先生をお願いしたいと思っておりますが、そのときのまずファーストスコープは、社会保障・税にかかわる番号制度と国民ID制度という、スモールスタートかもしれないけれど非常にセンシティブなものから始まるということを前提に、これに対応して、住基ネットをどういうふうに改善するのか、改良するのか、公的個人認証をどういうふうにするのかという部分も含めて、こちら側として一番ヘビーなものをまずやるところを、6月までのスコープにしておく必要があると思います。

御指摘がありましたように印鑑証明とかの部分は証明事務でしょうけれど、わりと軽い認証でいい部分もあるよねという話があると思いますが、それはおそらく情報連携基盤の全体の中で、スモールスタートだけれどセンシティブスタートという部分を乗り越えて、次に今度は広がって行って、もう少し緩い認証でもいい部分があるかどうかとか、そういう議論になったときにする議論なのではないかと。そういった意味で、オープンIDは視野に入れずに御議論いただきたいと思っております。

【遠藤委員】 何とか何原則とかあったじゃないですか、前に。そのときに出ているんですよね。政局が不安なので、またぐるっと回ってもとへ戻ってきたりなんかすると、皆さん困るんじゃないかなと。その辺は理論構成を明快にして、日程といろいろなことを考

えたとき、まずここから行きますというふうにしておいていただかないと、後で大山先生が困るといけないので、よろしく願いいたします。

【山崎課長】　かしこまりました。

【安田座長】　そうですね。

ではそれぞれ委員の方々から、これはぜひやってほしいという一言だけもらえますか。例えば私などは、法人番号をとにかく何とかしろと。一緒に言ってくれと。それが決まれば、後は何となく行くと思うんですけど、国税庁とどう戦うかという問題でしょうから、ぜひお願いします。

というようなことを言ったらどうかと思いますけれど、いかがでしょうか。

【松尾委員】　同じことになると思うんですけど、もう10年ぐらい前にOECDのインターネットのドキュメントをどうするかという議論をしたときに、日本だけいわゆるインボイスベースに対してIDを持っていない国だと言われて、すごく恥ずかしく思ったことがあります。個人ベース、企業ベースも含めて。それがどうして日本はできないんだろうというのは、インボイスベースでないから何でというのは、誰も真剣に問いかけていないというのが大きな課題だと思います。

【安田座長】　ありがとうございます。

【堀部委員】　この社会保障・税に関わる番号制度との関係、住民基本台帳ネットワークシステムをどう位置付けていくのかということは、既に案はあるわけですが、そのためには今度、住民基本台帳法をどう改正していくのか、先ほど山崎課長が言われたとおり、最高裁の判決で今の住民基本台帳法で一定の保護措置を法的に講じたところが、合憲判決の基礎になっているわけですね。これをどこまで広げられるかということを含めて、先ほども行政法学者とか憲法学者も入っている、個人情報保護の石井さんとか入っていますので、そういう観点から、住民基本台帳法を改正するとするとどういうふうにしていくのかというところを、是非明らかにして行ってほしいと思います。

【安田座長】　ありがとうございます。

【加藤委員】　この専門調査会の皆さん11名、先ほど言われました法制面、行政面、実務面というメンバーですから、相当な御議論ができるんだろうと思います。よって、座長には大変御苦労さんですが、よろしく願い申し上げたいということだけです、私からは。

【遠藤委員】　私も特にスペシフィックにはないんですけど、日程が大変厳しい状況

なので、その日程を守って進めていただけるようにと。ただ、一つだけ私の重大な関心事、これは個人的なんですけれど、住民基本台帳には外国人も対象になっているということは、単に社会保障とか税の問題だけではなくて、国家の安全ということにも非常に絡んでくるのではないかなと。そういう意味で非常に重要なことだと思いますので、ぜひ日程を進められるように。これは大山先生の話でなく、これ全体の話でございますけれど、そういう覚悟で。

【小川委員】 本当に日程の問題があったりして大変だと思いますが、最初にこの住基ネットの委員会をスタートさせるときに、どういう位置付けにするかの話をしたんですね。あのときはその話をした相手が久保さんで、電子政府の実現に向けてのたたき台に住基ネットを位置付けるべきだという話をして、そこから歩いてきた面があるわけです。

ただ、総務省の中でも電子政府についてはまた別の組織がやり、委員会がやりという格好なんです。それをやはり次のステップでは、電子政府と住基ネットということで同時に視野に入れながら進めることはできないのか。そんな時間ないよというスケジュールかもしれませんが、是非その辺はやっていただきたい。その中で、外国人の方をどのように含めていくかといったような問題、また国家安全保障についてどのような手だてを講じるのかなど、そういった問題はだんだん整理されていくんじゃないかと思います。

以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。

【手塚委員】 私は、先ほど幾つか御説明があった情報連携基盤技術ワーキンググループとか、電子行政タスクフォース、こういうところのメンバーになったりしておりますが、今回このメンバーにもさせていただいたという、非常に光栄に思っておりますが。幾つかこういうふうにワーキンググループなり、さまざまな問題が立ち上がっていると、それをうまくどうやってハーモナイズしていくかというところがかなり重要な、こういう短期間でございますけれど、是非そのところを、大山先生にはその真ん中に立っていただいて全体を見ていただいて、司令塔になってもらうような立場でやっていただければと、期待を込めてお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。その点が一番重要かと思っています。

【前川委員】 プライバシー保護が非常に重要であることはよく認識しているのですが、つついネット上の話になると、リアルな世界よりも厳しいセキュリティや本人認証を求めがちです。例えば、確定申告を紙ベースで行う場合、印鑑は認印で大丈夫ですし、本人

確認も全くありません。しかし、オンラインで確定申告をしようとする公的個人認証を使わないとできません。

ネット上になると、リアルな世界より厳しいセキュリティ、厳しい認証を求めることが多いのですが、やり過ぎのところもあるように思います。もちろん重要なものはきちっと守っていただかないといけないんですけど、あまりにも重装備といいますか、複雑な仕組みを考えて重いシステムをつくると、余計にコストがかかり、使い勝手が悪くなることが多いので、そうした複雑な仕組みにしないでいただきたいと思っております。もちろん、後で「想定外だ」と座長が言わないで済むようなシステムにはしていただきたいんですけど、必要以上に厳密に考え過ぎないようにして、セキュリティと使い勝手のバランスをうまくとっていただきたいなと思っております。

以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

大変重荷になっているかと思えますけれど、一蓮托生でございますから。

何かありますか。

【大山座長代理】 いえ、もう。(笑)

【安田座長】 いいですね、もう。

それでは今日はこれで、専門調査会が成立して期待感がいっぱいあるところで終了させていただきます。

事務局のほうは何か。

【司会（鈴木）】 特にございません。

【安田座長】 それでは、今日はこれで終了させていただきます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

閉会